

教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会規則第7号

### 教育財産管理規則の一部を改正する規則

教育財産管理規則（昭和39年岩手県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(公有財産規則の準用)			(公有財産規則の準用)		
第13条 公有財産規則（昭和39年岩手県規則第40号）第8条第2項及び第4項並びに第9条から第20条（第3項後段を除く。）までの規定は、教育財産について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第13条 公有財産規則（昭和39年岩手県規則第40号）第8条第2項及び第4項並びに第9条から第20条（第3項後段を除く。）までの規定は、教育財産について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
規定	読み替えられる字句	読み替える字句	規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[略]			[略]		
第9条	[略]		[略]		
	<u>出納局長、課長等及び地方</u> 公所長	[略]		<u>課長等、会計課総括課長及</u> び地方公所長	[略]
[略]			[略]		
第15条	<u>出納局長、課長等又は地方</u> 公所長	[略]	第15条	<u>課長等、会計課総括課長又</u> は地方公所長	[略]
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。